

序章 訴訟規範およびその適用 (1条～4条)

第1編 民事訴訟に関する一般条項 (5条～247条)

第1章 出廷と訴訟行為 (5条～35条)

第1節 (訴訟) 当事者となる能力、訴訟能力および当事者適格 (6条～11条の2)

第2節 多数当事者 (12条～15条の3)

第3節 訴訟継承 (16条～18条)

第4節 訴訟およびその主張に関する当事者の処分権 (19条～22条)

第5節 訴訟代理と専門的弁護 (23条～35条)

第2章 裁判権と管轄 (36条～70条)

第1節 民事裁判所の裁判権と先決問題 (36条～43条)

第2節 管轄決定ルール (44条～62条)

第3節 (管轄違いの) 抗弁 (63条～65条)

第4節 裁判権および管轄に関する不服申立て (66条～67条)

第5節 事案の分配 (68条～70条)

第3章 請求および訴訟の併合 (71条～98条)

第1節 請求の併合 (71条～73条)

第2節 訴訟の併合 (74条～98条)

第4章 避止および忌避 (99条～128条)

第1節 避止および忌避:一般条項 (99条～101条)

第2節 裁判官、上級裁判官、裁判所書記官、検察官および民事裁判所職員の避止 (102条～106条)

第3節 裁判官および上級裁判官の忌避 (107条～113条)

第4節 民事裁判所の裁判所書記官の忌避 (114条～120条)

第5節 (司法機関の) 訴訟・行政管理団、訴訟・行政処理団または司法補助団に所属する公務員の忌避 (121条～123条)

第6節 鑑定人の忌避 (124条～128条)

第5章 訴訟行為 (129条～235条)

第1節 訴訟行為の場所 (129条)

第2節 訴訟行為の時 (130条～136条)

第3節 直接主義、公開主義および公用語（137条～144条）

第4節 裁判上の公証および訴訟行為の文書化（145条～148条）

第5節 裁判上の通知行為（149条～168条）

第6節 司法共助（169条～177条）

第7節 事案の審理、審問および決定（178条～205条）

第8節 裁判上の裁定（206条～235条）

第6章 訴訟手続きの停止と請求の失効（236条～240条）

第7章 費用の査定（241条～246条）

第8章 訴訟上の誠実（247条）

第2編 確認訴訟（248条～516条）

第1章 確認訴訟の共通条項（248条～398条）

第1節 対応する訴訟を決める規則（248条～255条）

第2節 事前手続き（256条～263条）

第3節 書類、鑑定意見、報告書およびその他の手段と機器の提出（264条～272条）

第4節 文書および書類のコピー、その送付（273条～280条）

第5節 証明：総則（281条～298条）

第6節 証拠方法および推定（299条～386条）

第7節 付帯的問題（387条～393条）

第8節 訴訟費用の負担を命じる判決（394条～398条）

第2章 通常裁判（399条～436条）

第1節 開始時の主張（399条～413条）

第2節 公判前準備手続き（414条～430条）

第3節 公判（431条～433条）

第4節 判決（434条～436条）

第3章 口頭審理裁判（437条～447条の2）

第4章 不服申立て（448条～495条）

第1節 不服申立て：一般条項（448条～450条）

第2節 （裁定）変更の不服申立ておよび再審理の不服申立て（451条～454条の2）

第3節 控訴および第二審（455条～467条）

第4節 訴訟手続違反による特別不服申立て（468条～476条）

第5節 破棄請求（477条～489条）

第6節 法律の利益のための不服申立て（490条～493条）

第7節 苦情の不服申立て (494条～495条)

第5章 不出廷、確定判決の撤回および不出廷被告の新たな聴聞 (496条～508条)

第6章 確定判決の再審 (509条～516条)

第3編 強制執行および保全措置 (517条～747条)

第1章 執行名義 (517条～523条)

第1節 判決およびその他の執行名義 (517条～522条)

第2節 外国の執行名義 (523条)

第2章 裁判所裁定の仮執行 (524条～537条)

第1節 仮執行：総則 (524条～525条)

第2節 第一審での有責判決の仮執行 (526条～534条)

第3節 第二審で下された有責判決の仮執行 (535条～537条)

第3章 執行：総則 (538条～570条)

第1節 執行当事者 (538条～544条)

第2節 管轄裁判所 (545条～547条)

第3節 執行の開始 (548条～555条)

第4節 執行への異議申立て、および、法律または執行名義に反する執行行為の否認 (556条～564条)

第5節 執行の中断および終了 (565条～570条)

第4章 金銭執行 (571条～698条)

第1節 金銭執行：総則 (571条～579条)

第2節 支払い請求 (580条～583条)

第3節 財物の差押え (584条～633条)

第4節 強制執行手続 (634条～680条)

第5節 抵当権または質権が設定された財物に関する執行の特殊性 (681条～698条)

第5章 非金銭執行 (699条～720条)

第1節 総則 (699条～700条)

第2節 物を引渡す義務の執行 (701条～704条)

第3節 作為および不作為義務による執行 (705条～711条)

第4節 損害賠償、果実および賃料の清算、および、計算の提出 (712条～720条)

第6章 保全措置 (721条～747条)

第1節 保全措置：総則 (721条～729条)

第2節 保全措置の採択手続 (730条～738条)

第3節 被告の聴聞なしに採択される保全措置への異議申立て（739条～744条）

第4節 保全措置の変更と解除（743条～745条）

第5節 保全措置の代替保証（746条～747条）

第4編 特殊な訴訟（748条～827条）

第1章 障害者支援司法措置の提供、親子関係、婚姻および未成年者に関する訴訟
（748条～781条）

第1節 総則（748条～755条）

第2節 障害者支援司法措置の採用についての訴訟（756条～763条）

第3節 親子関係、父子関係および母子関係に関する訴訟（764条～768条）

第4節 婚姻および未成年者の訴訟（769条～778条の3）

第4節の2 国際的子の連去りの場合における未成年者の復帰または送還に関する措置
（778条の4～778条の6）

第5節 未成年者保護に関する行政裁定への異議申立て、養子縁組における同意の必要性を
決める裁判手続き、および、身分登録の分野における登記・登録および公証人総
局の特定の裁定および行為に対する異議申立て（779条～781条の2）

第2章 裁判上の財産分割（782条～811条）

第1節 遺産分割（782条～805条）

第2節 夫婦財産制の清算のための裁判手続き（806条～811条）

第3章 支払命令手続きおよび手形訴訟（812条～827条）

第1節 支払命令手続き（812条～818条）

第2節 手形訴訟（819条～827条）